

『源氏物語』における遺言履行と幸不幸

The Execution of Wills and Vicissitudes of Fortune in *The Tale of Genji*

山口一樹

YAMAGUCHI, Kazuki

一 問題の所在

『源氏物語』には多数の人物が現れる。その分多くの死が語られており、臨終前に残された様々な内容の遺言を見出すこともできる。これら作中の遺言について先行研究では、後に残された者を規制する機能や、家の遺志の実現を語る物語の構想や構造⁽²⁾、後見の関係性を構築する働き等が論じられ、桐壺更衣が遺そうとした言葉や更衣の父大納言、桐壺院、八の宮の遺言を中心に各事例の検討が重ねられてきた。そうした成果のなかでも本論で重視するのは、坂本昇により「遺言の実行が果報、幸福を齎し、それに反して、遺言の不履行は不幸を招来する」という「遺言の倫理的感受」の存在が指摘されていることである⁽⁴⁾。坂本はこの点を『源氏物語』中の遺言のほか、『うつは物語』の俊蔭や忠こそ母の遺言を取り上げて指摘しており、『宇津保物語』に明示されていたところの遺言の倫理的感受は、

『源氏物語』に於いても基本的には少しの変動もなく受け継がれたと言えよう」と論じている。一方、坂本の論を念頭に置いたものではないが、関根賢司も重要な指摘をしている⁽⁵⁾。関根は遺言の「言葉の呪縛性」を説いた長谷川政春の論にも触れつつ、『源氏物語』中に違反されたり身勝手に扱われたりする遺言が存在することに着目し、「物語は、遺言の呪縛性から自由であり、遺言の呪縛性をも対象化し相対化する視点に立っていたからこそ、自在に重層的に展開しえたのではなかったか」として、遺言を構想の布石として扱う藤井貞和の論に批判を加えている⁽⁷⁾。『源氏物語』の展開が、遺言は守らねばならない、という觀念に縛られていなかったのだとすると、遺言履行の如何が幸不幸を左右する、という觀念にも縛られていなかったことが予想されるのではなからうか。そしてその事実を明らかにすることは、この物語を創作した現実の作者が時代の倫理に對しどのような態度を取っていたかを見通すことにもつながり得るの

ではなからうか。

以上の問題意識から、他先学の成果も参照しつつ、本作の特色を遺言の観点からより具体的に検討したい。遺言を対象とする場合は、それがどのような意図で残されたものであるのか、という遺言を残した者の側に焦点をあてる方針もあり得るだろうが、ここでは遺言を残された者の側に焦点をあて、その履行の如何が後に生起する事態とどのように関わっているのかという点を重視したい。また研究史の蓄積もあることから、各遺言の特徴を個別に詳論する必要もあるが、本論では作品全体の傾向を明らかにすることを目指し、作中の事例を包括的に取り上げながら検討を進めることとしたい。そのうえで、以下三つの着眼点に沿って検討をおこなう。まず一点目、『源氏物語』において遺言を守る行為は、単純に幸福のみをもたらすものとして描かれていない点である。すでに先行研究ではとくに八の宮の遺言について、その機能を長谷川が「呪縛」と否定的に評したのを端緒として大君の死などの悲劇を招いたことが様々な角度から論じられており、近時も高木和子が柏木の遺言や生前の一条御息所の和歌とともに、夕霧、八の宮の娘達、薫が遺言を自己正当化に用いて不和が生じていることから「遺言遵守が不幸をもたらしている」と言及している。⁹⁾これらの論にも学びつつ、本論では第一部の物語に遺言遵守による果報と犠牲が同時に語られている例があることに焦点をあてる。また二点目、遺言を違反していても応報が現れない事例が複数みられることにも注目したい。そして三点目、事

実上、遺言を一面で違反しているにも拘らず、表現のうえでは故人の遺志を遂行したとされる場合があることにも着目する。この点に關してもすでに岡部明日香が桐壺院の遺言について光源氏が遺言の内容に抵触する行動を起こしていても遺言を違反したとは語られないことを指摘している。¹⁰⁾こうした故人の遺志と関わる表現に恣意性が認められる事例について、内容上の機能を検討しつつ他の例も取り上げて、さらに考察を深めたい。

二 遺言遵守による果報と犠牲

『日本霊異記』下巻第三十において老僧の観規は十一面観音菩薩の制作中に亡くなるが二日後蘇生し、信徒で仏師の武蔵村主多利丸に「伏して願はくは、尊の芳慈を蒙り、聖像を畢へむと欲ふ」(下巻、三二九頁)と、観音像を完成させるよう求め、釈迦入滅の日に再び亡くなる。この遺言の中では「寸心の願、僅に望む所に当らば、故に、後生の大福は、観規に被り、現報の功德は、尊主に蒙らむ」(同頁)と、求めに応じて造仏を僅かでも進めてくれるのであれば、観規自身が後生の幸福を得るだけでなく多利丸も現世での功德を受けるとされている。また下巻第三十八において聖武太上天皇は藤原仲麻呂に対し「朕が子阿部の内親王と道祖の親王との二人を以て、天の下を治めしめむと欲ほす」(下巻、三五一頁)と、阿部内親王と道祖親王に天下を治めさせるよう言い置き、聖武の崩御後、仲麻呂は道

祖親王を皇太子に据えたとされるが、ここで聖武は「若し朕が遺す勅を失はば、天地相憫み、大きな厲を被らむ」（同頁）と、遺勅を違えれば災いが起きると述べてもいる。観規の言葉は造仏の功德を説くものでもあり、聖武の言葉も皇位継承という重大事に関わることがゆえの物言いではあるが、各々の言葉からは、遺言を守れば果報があり、遺言違反は不幸を招く、という認識を見て取れることもできる。^⑪そして坂本が指摘するように、『うつほ物語』俊蔭巻において俊蔭は「幸ひあらば、その幸ひ極めむ時、災ひ極まる身ならば、その災ひ限りになりて、命極まり〔略〕もしは、伴の兵に身を与へぬべく、もしは、世の中にいみじき目見給ひぬべからむ時に、この琴をば掻き鳴らし給へ」（俊蔭、二三頁）と、武士に襲われた状況も挙げながら幸いと災いが極まった時に琴を弾くこと等を言い残して亡くなるが、仲忠と北山に移り住んだ俊蔭女は、実際に東国武士が押し寄せてきた際、「わが親は、『この二つの琴をば、幸ひにも災ひにも、極めていみじからむ時、弾き鳴らせ』とこそなたまひしか」（同四二―三頁）と、遺言を想起して琴を弾き、演奏によって生じた崖崩れで武士は一掃され、琴の音を聞きつけた兼雅とも再会を果たしている（同頁）。遺言を守れば果報がある、という観念は、『うつほ物語』の俊蔭巻でも物語展開を導く論理として内在していることがわかる。『源氏物語』においても遺言遵守が幸福を招いた例として複数の遺言が取り上げられてきたが、ここでは大納言の遺言と大宰少弐の遺言の二例に焦点をあてたい。^⑫これらの場合には、遺言

遵守の果報とともに、その犠牲も語られていることが注目される。

桐壺更衣の母によれば、夫の大納言は「この人の宮仕の本意、かならず遂げさせたまつれ」（桐壺①三〇頁）と娘の入内について遺言していたと言ひ、「ただかの遺言を違へじ」（同頁）との思いで入内を遂行したのだと述べている。入内した桐壺更衣は帝寵を得て光源氏を産み（桐壺①一八頁）、光源氏も紆余曲折の末、准太上天皇の位を得る（藤裏葉③四五四頁）。これまでも多く論じられているように更衣母の遺言の遂行により一族は皇統との交わりのなかで繁栄を遂げたことになるのであり、そうした物語展開の大枠からすれば、遺言遵守の果報があった例として捉えられなくはない。しかし桐壺巻では、入内したことで周囲との軋轢により命を落とした更衣の悲惨な顛末や、娘を亡くした更衣の母の悲しみにも多く筆が割かれている。すでに鈴木裕子は「壮大な物語の始発において、悲しみに沈む悲劇的な人生をひっそりと終えた母の姿が語られることの意味は重い」と注意を促し、「制度の非情さ・制度の中で光を浴びつつ生き抜くことの過酷さが炙り出されてくるのではなからうか」と説いている。^⑬遺言遂行のために更衣を入内させた経緯が明かされる野分の段では、娘を亡くして生き永らえている更衣の母の悲しみが「今までとまりはべるがいと憂きを、かかる御使の蓬生の露分け入りたまふにつけても、いと恥づかしうなん」（桐壺①二七頁）、「寿さのいとつらう思ひたまへ知らるるに、松の思はむことだに恥づかしう思ひたまへばれば、もしきに行きかひはべらむことは、ま

して、いと憚り多くなん」(同二九頁)、「年ごろ、うれしく面だたしきついでにて立ち寄りたまひしものを、かかる御消息にて見たてまつる、かへすがへすつれなき命にもはべるかな」(同三〇頁)と、靱負命婦との会話の中で繰り返されており、光源氏の立場が断念されると「かの御祖母北の方、慰む方なく思ししづみて、おはすらむ所にだに尋ね行かむと願ひたまひしるしにや、つひに亡せたまひぬれば」(同三七―八頁)と、娘の後を追うようにして更衣の母自身も亡くなったことが語られているのである。

大宰少貳の遺言の場合は、遺言遵守の果報と犠牲が同巻中という近接した箇所により分かりやすくみてとれる。玉鬘巻で玉鬘の乳母の夫である大宰少貳は「ただこの姫君京に率てたてまつるべきことを思へ」(玉鬘③九一頁)と、姫君を上京させるよう三人の息子たちに言い残して亡くなる。やがて大夫監が玉鬘方に求婚してくると、長男の豊後介は「故少貳のたまひしこともあり。とかく構へて京に上げたてまつりてん」(同九五頁)と、父の遺言に従うべきであるとし、大夫監からの報復を恐れながらも玉鬘の心中を思い筑紫脱出を決行する(同九九頁)。上京後、玉鬘が六条院に迎え取られると、豊後介は光源氏によって家司に登用され、「年ごろ田舎び沈みたりし心地に、にはかになごりもなく、いかでか、仮にても立ち出で見るべきよすがなくおぼえし大殿の内を、朝夕に出で入りならし、人を従へ、事行ふ身となれるは、いみじき面目と思ひけり」(同二三三頁)と、六条院に仕える名誉を感じ入っており、この事態は

父の遺言を遂行したことによる果報が現れたものと捉えられる。しかし、豊後介が玉鬘を伴って上京する途次においては、妻子を筑紫に残してきてしまったことを後悔し、悲しむ様子も語られている。ここでは「胡の地の妻兒をば虚しく棄て捐てつ」(同二〇一頁)と、『白氏文集』「傳戎人」の一節を朗詠する様子もみられ、妻子を捨て吐蕃から漢へ逃れ帰るも蕃人として扱われた男に、同じく妻子を残して筑紫を出ても寄る辺を持たない豊後介の身の上が重ねられながら、離別の悲しみと後悔の深さが表現されている¹⁵⁾。

以上のように大納言の遺言や大宰少貳の遺言の場合は、物語が遺言遵守による果報を語る筋立てになっ¹⁶⁾ていても、その行為に伴う犠牲や悲しみにも焦点があてられていたことがわかる。故人の遺志を尊重することが単純に幸福のみをもたらすのではなく、犠牲を伴うものでもあることが示されていたのであり、先に取り上げた『うつほ物語』の俊蔭の遺言の場合と比較すると、故人の遺志を負って生きることの意味が二面的に描き出されている点に物語としての成熟が認められよう¹⁷⁾。

またそうした素地があつたからこそ、後の宇治十帖では、遺言遵守の意志が自死の決意につながる大君の物語が描き出されるに至ったのではなからうか。椎本巻で八の宮は「おぼろけのよすがならで、人の言にうちなびき、この山里をあくがれたまふな」(椎本⑤一八五頁)と、姫君たちに生半可な男と縁付くことを禁じ、親の面目を傷付けず、宇治の地で生涯を終えるよう言い残して亡くなる。

匂宮と中の君の關係が成立した後、匂宮が紅葉狩りに宇治を訪れるも中の君のもとを訪ねられずに帰京した際、絶望した大君は「これこそは、かへすがへす、さる心して世を過ぐせとのたまひおきしは、かかることもやあらむの諫めなりけり〔略〕なほ我だに、さるもの思ひに沈まず、罪などいと深からぬさきに、いかで亡くなりなむ」(総角⑤三〇〇頁)と、八の宮の遺言を想起し、これ以上親の面目を傷つけてしまわないうちに亡くなろうと思う。大君は遺言の内容を曲解ないし誤解している⁽¹⁸⁾、また自死に遺言を利用しているとも評されており、大君が遺言をいかに受け止めていたかについては詳細な検討を要するところであろうが、ここでは本論の課題との関連から親の遺志に則ろうとする思いが自死の一因になっている点を確かめておきたい。大君の死後、女房たちは大君が死に至った経緯を薫に語る中で「故宮の御戒めにさへ違ひぬることと、あいなう人の御上を思し悩みそめしなり」(総角⑤三三四頁)と、中の君の身の上について取り扱うなかで八の宮の遺言まで違えてしまったと思ひ悩み始めたことが衰弱していくきっかけであったと回顧している。遺言を守れば果報がある、という觀念が存在するなかで、このような遺言遵守の思いが死を招く物語が描き出されるに至ったのは、故人の遺志を遂行することがときに犠牲を伴うものであることが、物語の初期の段階ですでに確かめられていたからこそであると考ええる。

三 遺言違反による応報の不在

坂本が指摘するように⁽¹⁹⁾、『うつほ物語』忠こそ巻において忠こそ母は「おのれに代はりて、腹汚き人につきて、悪しき目見せ給ふな。腹汚き人ありて、悪しきこと聞こゆる人ありとも、言はむ人の罪になし給へ」(忠こそ、一二二頁)と、夫の橘千蔭に意地の悪い者を後妻にせず、忠こそについて何か吹聴されても相手の罪として捉えるよう言い残して亡くなるが、千蔭は妻の遺言を忘れないでいるものの一条北の方のもとに通うようになり(同二二三頁)、継母の計略により千蔭から讒言を疑われた忠こそは失踪して出家し(同二二八頁)、千蔭も「故君の、今々となり給ふまでに、のたまひ置きしことに従はましかば、わが子を失はましかば」(同二三〇頁)と、妻の遺言を違えたことを後悔しつつ、忠こそを恋しく思いながら亡くなる(同二三四頁)。『源氏物語』賢木巻でも桐壺院は朱雀帝に「春宮の御事を、かへすがへす聞こえさせたまひて」(賢木②九五頁)と、春宮の後事を託し、また光源氏についても「はべりつる世に變らず、大小のことを隔てず何ごとも御後見と思せ」(同頁)と、重用するよう言い残すが、朱雀帝は左大臣や弘徽殿太后の専横を看過し(同二〇四頁)、光源氏は須磨退去まで追いやられ(須磨②一六一頁)、春宮の立場も危険にさらされる(同二一九八頁)。やがて朱雀帝は夢で桐壺院から睨まれ叱責されたことで眼病を患い、「なほこの源氏の君、まことに犯しなきにてかく沈むならば、かならずこの報いあ

りなんとなむおぼえはべる」(明石②二五二頁)と、さらなる報いがあるのを怖れて、弘徽殿太后の制止も振り切って光源氏赦免の宣旨を出すに至る⁽²¹⁾(同二六二頁)。このような故人の遺志を違えたことで不幸に見舞われる例があるのに対し、『源氏物語』中には遺言を違反していても応報が現れない事例も複数みられる。常陸守、大宰少弐、柏木の遺言を取り上げたい⁽²²⁾。

空蟬の老夫である常陸守は子どもたちに対し、「よろづのこと、ただこの御心にのみまかせて、ありつる世に変わで仕うまつれ」(関屋②三六三頁)と、空蟬の意向に従って奉仕するよう言い残して亡くなる。その後、常陸守の子どもたちは「しばしこそ、さのたまひしものをなど情づくれど、うはべこそあれ、つらきこと多かり」(同三六四頁)と、しばらくの間は親切を装うが、次第に冷淡な行動を取るようになる。このうち河内守だけは「昔よりすき心ありてすこし情がりける」(同頁)と、空蟬に懸想心を抱いていたことから懇ろな態度を見せるも、「あはれにのたまひおきし、数ならずとも、思し疎までのたまはせよ」など追従し寄りて、いとあさましき心の見えければ」(同頁)と、常陸守の遺言を建前としながら空蟬に懸想するようになる。空蟬の後事を託し、その意志を尊重するよう述べた父常陸守の遺言を子どもたちは違えていることになるが、ここでは朱雀帝が受けたような応報が現れることはない。その中で空蟬は「うき宿世ある身にて、かく生きとまりて、はてはてはめづらしきことどもを聞き添ふるかなと人知れず思ひ知りて、人にさなむと

も知らせて尼になりにけり」(同頁)と、宿世の拙さを思って出家し、その後は光源氏のもとに迎え取られて庇護を受けるようになっていく(玉鬘③一三六頁)。

玉鬘の上京について言い残した大宰少弐の遺言を長男の豊後介が遂行したことは先述の通りであるが、三人の子どものうち次男と三男については、大夫監が「思ふさまになりなば、同じ心に勢ひをかすべきこと」(玉鬘③九四頁)と、玉鬘との縁談が成立したら後援してやろうと手引きを求めるのに対し、「二人はおもむきにけり」(同頁)と、同調している。二人が大夫監におもねるのは「これに悪しくせられては、この近き世界にはめぐらひなむや」(同頁)と豊後介に述べているとおり、大夫監に敵対視されれば当地で平穩には過ごしていけないためであると察せられるが、父の遺言を違反していることには違いない。しかし、ここでもその応報が現れることはなく、次男と三男の離反により進退窮まる中、母である西の京の乳母が「二郎が語らひとられたるも、いと恐ろしく心憂くて、この豊後介をせむれば」(同九八―九頁)と対応を求めたことで、豊後介も葛藤しつつ筑紫脱出を決行し、玉鬘の六条院入りが実現することになる。

臨終前の柏木は「誰にも、この宮の御事を聞こえつけたまふ」(柏木④三一―一頁)と、落葉宮の後事を周囲の人々に託しており、とくに「右大弁の君にぞ、おほかたのことどもはくはしう聞こえたまふ」(同三二―二頁)と、兄弟の右大弁の君に生活一般の世話を頼んでい

る。柏木は夕霧にも光源氏への取り成しを頼みつつ落葉宮の後事について遺言しており（同三一六―一八頁）、当初はみな宮に心寄せていたが、柏木の兄弟たちは「なかなかまことの昔の近きゆかりの君たちは、事わざしげきおのがじしの世の営みに紛れつつ、えしも思ひ出できこえたまはず」（夕霧④三九六頁）と、日常の雑事に紛れて宮のことを顧みなくなる。とくに依頼を受けていた右大弁の君については「弁の君、はた思ふ心なきにしもあらで気色ばみけるに、事の外なる御もてなしなりけるには、強ひてえまどとぶらひたまはずなりにたり」（同三九六―七頁）と、懸想を拒まれたのをきっかけに訪問し得なくなつたのだとされているが、やはりここでも柏木の兄弟たちに遺言違反の応報が現れることはない。以後小野を見舞いに訪ねた夕霧は、これまで伝えずにいた宮への想いを打ち明けて（同四〇三頁）、実事には至らないものの一夜を過ごし（同四〇五―一二頁）、夕霧の逗留を阿闍梨が一条御息所に伝えたことで（同四一六―一八頁）、事態は複雑化していく。当初夕霧は「おほかたの人目には昔を忘れぬ用意に見せつつ、いとねむごろにとぶらひきこえたまふ」（同三九五頁）と、宮への懸想心を周囲に悟られないよう注意していたのであったが、柏木の兄弟たちが遺言を違えて宮の身辺の人手が少なくなり孤立したことで、世間体を気にする夕霧でも積極的な行動に出ることが可能になったのだと考えられる。

以上の常陸守、大宰少弐、柏木の遺言の場合は、その息子や兄弟たちの遺言違反によって、女君の境遇の変化や男君との関係の進展

が促されている。朱雀帝が受けたような応報が現れないために、遺言を受けた人物たちは故人の遺志を違えていても態度を改めることがなく、その中で事態の進行が可能になっているといえる。遺言を違えれば不幸が招来される、という観念があつたとしても、『源氏物語』において遺言違反による応報を生じさせるか否かは、物語展開に応じて選択し得たことがみてとれよう。

四 遺言履行における印象付け

こうした遺言を違反していても応報が現れない事例とともに注目したいのが、事実上、遺言を一面で違えているにも拘らず、表現のうえでは、故人の遺志を遂行したとされる事例である。はじめに触れたとおり岡部は、桐壺院から「朝廷に仕うまつりたまふべき御心づかひ、この宮の御後見したまふべきこと」（賢木②九七頁）を遺言された光源氏が「藤壺中宮への恋を再燃させ、拒否することで東宮への後見を断たれることを危惧した藤壺は出家してしまう。また、朱雀帝個人との関係は良好に保っていたが、朧月夜とは密会を続けた。彼のこうした行為は、物語の中では院の遺言に背くものとしては語られていないのも特徴的である」と指摘している²³。光源氏の執心により藤壺との密通が露顕すれば春宮の立場に危険が及ぶことにもなるのであるが、岡部の指摘するところ、桐壺院の遺言との関わりにおいて光源氏の行動は院の遺志に悖るものとしては語られてい

ない。また薄雲巻では藤壺が「院の御遺言にかなひて、内裏の御後見仕うまつりたまふこと、年ごろ思ひ知りはべること多かれど」(薄雲②四四六頁)と感謝を述べており、表現のうえで光源氏はあくまでも遺言を遵守したものとされている。一方の朱雀帝については、先述のとおり桐壺院から春宮の後事を託され、光源氏を重用するよう遺言されているが、「帝は、院の御遺言たがへずあはれに思したれど、若うおはしますうちに、御心なよびたる方に過ぎて、強きところおはしまさぬなるべし、母后、祖父大臣とりどりにしたまふことはえ背かせたまはず、世の政御心になはぬやうなり」(賢木②一〇四頁)と、柔和な性格により母后や祖父右大臣の専横を看過していることが語り手から伝えられ、「さばかり思しのたまはせしさまさまの御遺言はいづちか消え失せにけん、と言ふかひなし」(須磨②一八一―一二頁)と、須磨退去を決めた光源氏が桐壺院の墓前で遺言が違えられている状況を嘆き、「院の思しのたまはせし御心を違へつるかな。罪得らむかし」(同一九七頁)と、朱雀帝も遺言違反を自覚し応報があることを予感しているように、語り手や作中人物の認識を通して遺言を違えていることが繰り返し示され、強調されている。事実上、光源氏が遺言に抵触する行動を起こしていても、表現のうえでは、遺言を違えているのは朱雀帝である、という印象付けがなされることで、朱雀帝が応報を受ける展開が必然性を持つ形で導かれ、その中で光源氏の再起も実現するのだと考えられる。

これに類する性格は、鬚黒の遺志に関わる表現にもみられる。生前の鬚黒は娘の入内を早くから計画していたとされ、とくに「内裏にも、かならず宮仕の本意深きよしを大臣の奏しおきたまひければ」(竹河⑤六一頁)と、今上に言い残していたことが語られており、その遺志は息子の左近中将・妻の玉鬘・娘の大君にも認識されている(同七七頁・八七頁・九〇頁)。しかし玉鬘は、二人の娘のうち大君については、明石中宮が磐石の地位を築いている今上の後宮に入内して苦境に立たされることを危惧し(同六一頁)、かつて冷泉院の意向を違えて鬚黒と結婚したことを償う思いから参院させることにする(同六二頁、一〇三頁)。この玉鬘の判断について、「いかでいにしへ思しおきてしに違へずもがな」(同七七頁)と、鬚黒の遺志を遂行しようとする左近中将を含む息子たちは、「なほもののはえなき心地こそすべけれ」(同七八頁)と、自家の繁栄につながらないものとして非難し、玉鬘自身も、大君に懸想する蔵人少将に女房たちが同情する中で「限りなきにても、ただ人にはかけてあるまじきものに故殿の思しおきてたりしものを、院に参りたまはむだに、行く末のはええしからぬを思したるをりしも」(同八七頁)という思いが語られていることから、鬚黒の遺志にそぐわないことを自覚しているのがみてとれ、今上も「内裏には、故大臣の心ざしおきたまへるさまことなりしを、かくひき違へたる御宮仕を、いかなるにかと思して」(同九四頁)と、鬚黒の遺志に悖る判断をしたことに不興を抱いている。各人物の認識を通して大君の参院が

鬚黒の遺志とは異なるものであることが印象付けられる中、参院後の大君は女宮を産んだのをきっかけに他后妃方と対立して院御所で孤立し（同一〇〇頁―一頁）、玉鬘が冷泉院からの懸想を厭って参院しないでいると、事情を知らない大君は母の態度をかねてより疎略なものであったと恨むようになって母娘関係にも亀裂が生じており（同一〇四頁）、故人の遺志を違えた報いがあったかのような顛末になっている。一方の中の君について玉鬘は、大君と他后妃との軋轢が生じた状況を勘案し、自身の職を引き継がせる形で尚侍として今上の後宮に出仕させることにする。「中の姫君を、公さまにてまじらはせたてまつらむことを思して」（竹河⑤一〇一頁）と、公的な女官としての出仕であるとも語られており、今上の後宮に参内するといえ正式な后妃ではないため、后妃としての入内を計画していた鬚黒の遺志とはこれも一面で異なるはずだが、中の君の出仕についてはそうした相違に焦点があてられることはなく、「故大臣の御心を思して、久しうなりにける昔の例などひき出でて、そのことかなひたまひぬ」（同一〇二頁）と、鬚黒の遺志を尊重したものと語られながら実現している。²⁵男宮も産んだことで大君と他后妃との対立がいつそう深まる中（同一〇四―五頁）、巻の終盤では「御息所、安げなき世のむつかしさに、里がちになりましたまひにけり。尚侍の君、思ひしやうにはあらぬ御ありさまを口惜しと思す。内裏の君は、なかなかいまめかしう心やすげにもてなして、世にもゆゑあり、心にくきおほえにてさぶらひたまふ」（同一〇七頁）と、心労

から里下がりした大君と、大君の苦境を嘆く玉鬘、他后妃との軋轢もなく宮中にて華やかで平穏な日々を過ごし世人からも好評を得ている中の君の様子が対比的に語られている。大君の参院も中の君の尚侍出仕も、今上の後妃になることを望んだ鬚黒の遺志とは異なる一面を持つ事態のはずだが、²⁶表現のうえでは前者の遺志との相違を印象付け、後者は遺志に適うものとするので、故人の遺志を“違えた”結果と即した。結果とが対照され、冷泉院との義理を優先した玉鬘の判断が招いた結果の悲惨さが強調されているのである。すなわち、遺言違反による応報を生じさせるか否かという点のみならず、作中人物の行動を故人の遺志を違えたもの（または故人の遺志に適うもの）として語るか否かも、物語内容との関わりに応じて選択されているのだと考えられる。

五 遺言の倫理観と物語の作者たち

以上、『源氏物語』中の遺言遵守については、その果報を語る筋立てになっても遺言を遂行したことによる犠牲や悲しみにも焦点があてられる場合があること、遺言違反については、その応報が現れない中で女君の境遇の変化や男君との関係の進展が可能になっている場合があること、作中人物の行動と故人の遺志との関わり方は、事実関係よりも物語内容に応じた形で語り分けられる場合があることをみてきた。『源氏物語』の遺言遵守の物語において、そ

の果報とともに犠牲にも焦点があてられている点は、『うつほ物語』の遺言遵守の物語からの進展として評価できようが、遺言履行の如何が幸不幸を左右する、という理念が絶対的なものとして内在していない様相は『うつほ物語』にも認められる。例えば、俊蔭は俊蔭女に南風と波斯風の琴を与え「ゆめ、たふたふに、人に見せ給ふな」(俊蔭、一三三頁)と秘匿するよう遺言してもいるが、吹上下巻の神泉苑の紅葉賀で兼雅が仲忠に秘琴を演奏させようとするとき、俊蔭女は「昔の人の、世の中にくだし給はずなりにし物を、おのが世にしも取り出でむなむ苦しき」(吹上・下、二八八―九頁)と憚る様子が語られているものの、結局兼雅は俊蔭女から琴を受け取っており(同頁)、仲忠の南風の演奏が披露されている(同二九二頁)。先述のとおり、俊蔭巻で俊蔭女は遺言遵守の果報で難を逃れているのに対し、ここでは遺言を違えていることになるが、妻の遺言を違えた千蔭の場合のような不幸は生じず、その中で仲忠が弾琴の功により女一宮降嫁の宣旨を受ける事態が実現しているのである(同二九三頁)。

幸福や不幸といった観念を一義的に定義するのは困難ではあるが、諸作品に共通する認識や展開から、遺言の履行を幸不幸に関わるものとする「倫理的感觉」が平安時代に存在したことは確かめられよう。そうした時代の倫理に対し、物語の作者たちが具体的にどのような思いを抱いていたのかは実証し得ない問題になるだろうが、本論で取り上げた三種の事例からは、少なくともそれに縛られ

ていたわけではなく一定の距離を置いて捉えていたであろうこと、そして状況に応じた形で利用しながら物語を書き進めていたであろうことが想定できるのではなからうか。またここからは、ある種の倫理観が存在している、その時代を生きる人々がそれに一様に規制されていたわけでもないことが推測できるのではなからうか。

※『日本霊異記』『源氏物語』の引用は『新編日本古典文学全集』に、『うつほ物語』の引用は『うつほ物語 全 改訂版』に拠る。

〔注〕

- (1) 清水好子「宇治のおんなぎみ」(『源氏の女君』塙書房、一九六七年)、長谷川政春「宇治十帖の世界——八宮の遺言の呪縛性——」(『物語史の風景』若草書房、一九九七年、初出一九七〇年)等

- (2) 藤井貞和「ふたたび『桐壺の巻』について」(『源氏物語入門』講談社、一九九六年、初出一九七二年)ほか一連の論、日向一雅「光源氏論への一視点——「家」の遺志と王権と——」(『源氏物語の主題「家」の遺志と宿世の物語の構造』桜楓社、一九八三年、初出一九八〇年)ほか一連の論等

- (3) 加藤洋介「『後見』攷——源氏物語論のために——」(『名古屋大学国語国文学』第六十三巻、名古屋大学国語国文学会、

一九八八年一二月）、同「冷泉—光源氏体制と「後見」——源氏物語における准拠と「虚構」——」（『文学』第五十七卷第八号、岩波書店、一九八九年八月）等

- (4) 坂本昇（共展）「父桐壺帝」（『源氏物語構想論』明治書院、一九八一年）。なお拙稿「『うつほ物語』国譲巻における源季明の遺言」（『東京大学国文学論集』第十五卷、東京大学文学部国文学研究室、二〇二〇年三月）でも『日本霊異記』や『うつほ物語』源季明の遺言も取り上げつつ共通する内容に言及しているが、執筆時の先行研究の確認が不足しており坂本の論を参照できていなかった。拙稿に先立ち坂本の指摘があったことを付言したい。また本論の考察対象は拙稿と一部共通するが、検討内容は異なる。

- (5) 関根賢司「遺言と予言 源氏物語を読む」（『源氏物語論 言語／表現攷』おうふう、二〇一四年、初出二〇〇二年）

- (6) 注1長谷川

- (7) 注2藤井「ふたたび「桐壺の巻」について」ほか『源氏物語入門』「I 予言は実現するか」所収論考。

- (8) 注1長谷川、永井和子「宇治の大君」（『源氏物語と老い』笠間書院、一九九五年、初出一九七一年）、倉石宏子「宇治十帖——八宮の遺言の異質性——」（『物語文学論究』第五号、国学院大学物語文学研究会、一九八〇年）、三谷邦明「源氏物語第三部の方法——中心の喪失あるいは不在の物語——」（『物語文学の

方法Ⅱ』有精堂、一九八九年、初出一九八二年）、朴光華「大君の死についての一考察——宇治十帖故宮の遺言をめぐる——」（『国文学論叢』第四十一輯、龍谷大学国文学会、一九九六年二月）、今井久代「宇治八の宮の遺言と俗性」（『源氏物語構造論——作中人物の動態をめぐる——』風間書房、二〇〇一年、初出一九九七年）、神田龍身「薫と大君——不能的愛の快楽」（『源氏物語Ⅱ性の迷宮へ』講談社、二〇〇一年）、山畑幸子「『源氏物語』続編における八宮の遺言の一視点——遺言を乗り越えた女性たち——」（『清心語文』第九号、ノートルダム清心女子大学日本語日本文学会、二〇〇七年七月）、尹勝玫「八の宮の遺言の多義性——呪縛される遺言から利用される遺言へ——」（『国語と国文学』第八十六巻第一号、東京大学国語国文学会、二〇〇九年一月）、櫻井清華「不婚の戦術——父の娘としての『源氏物語』宇治の大君——」（『日本文学』第五十八巻第三号、日本文学協会、二〇〇九年四月）、沼尻利通「八宮の遺言の動態——「一言」「いさめ」「いましめ」から——」（小山清文・袴田光康編『源氏物語の新研究——宇治十帖を考える』新典社、二〇〇九年）、李興淑「大君の結婚拒否における儒教的形象——八の宮の遺言の遵守をめぐる——」（『文化継承学論集』第六巻、明治大学大学院文学研究科、二〇一三年五月）、横井孝「八の宮の遺言と大君の進退」（横井孝・久下裕利編『知の遺産シリ—ズ 5 宇治十帖の新世界』武蔵野書院、二〇一八年）等

- (9) 高木和子「類話の累積に見る源氏物語の成立と方法」(『日本文学研究ジャーナル』第十七号、古典ライブラリー、二〇二一年三月)
- (10) 岡部明日香「桐壺院の遺言」(鈴木一雄監修・中野幸一編『国文学「解釈と鑑賞」別冊 源氏物語の鑑賞と基礎知識 No. 10 賢木』至文堂、二〇〇〇年)
- (11) 聖武の遺勅と仲麻呂の誓約に関しては誓盟やウケヒの形式との関連も検討されているが(石井公成「聖武天皇の詔勅に見える誓願と呪詛」『華嚴思想の研究』春秋社、一九九六年、山本大介「聖武の遺詔とウケヒ——『日本霊異記』下巻第三十八縁——」『日本文学』第五十九卷第十二号、日本文学協会、二〇一〇年十月)、ここでは注4坂本の指摘する「遺言の倫理的感受」の問題との関連に限定して検討を進めたい。
- (12) 注4坂本。俊蔭の遺言や『うつほ物語』中の遺言については野口元大「首巻をめぐる問題」(『古代物語の構造』有精堂、一九六九年、初出一九五五年)、西本香子「俊蔭女と予言の行方——「楼の上」下巻・波斯風彈琴をめぐる——」(『中古文学』第四十九号、中古文学会、一九九二年六月)、大井田晴彦「栄花と憂愁——「楼上」の主題と方法——」(『うつほ物語の世界』風間書房、二〇〇二年、初出二〇〇一年)、本宮洋幸「俊蔭の遺言と琴」(『うつほ物語の長編力』新典社、二〇一九年、初出二〇〇八年)、富澤萌未「遺言」(学習院大学平安文学研究会編『うつほ物語大事典』勉誠出版、二〇一三年)等もある。
- (13) 注4坂本では、光源氏による桐壺院の遺言や六条御息所の遺言の遵守、夕霧による柏木の遺言の遵守も果報があった例とされる。なお坂本も「桐壺更衣の母北の方は、皮肉にも更衣の死という不幸な事件に遭遇したが」あるいは「豊後介のように、繁累との悲しい別れを余儀なくされ」と、大納言と大宰少弐の遺言の履行に犠牲が伴っていたことについては論述の中で触れている。本論では、これらの点を重視し『源氏物語』の特色として捉え直したい。
- (14) 注2藤井、日向の諸論のほか、倉田実「桐壺帝と故大納言の遺言——『源氏物語』発端の構造——」(『学芸国語国文学』第二十一号、東京学芸大学国語国文学会、一九八六年三月)、鈴木裕子「桐壺の更衣の母」遺された言葉に縛られて(『源氏物語』を(母と子)から読み解く)角川書店、二〇〇五年)、播摩光寿「『源氏物語』探訪(十三)——二つの「遺言」と光源氏の一生——」(『滝川国文』第二十三号、国学院短期大学国文学会(国学院大学北海道短期大学部国文学会)、二〇〇七年三月)等。なお諸説、大納言を皇統に連なる人物とみるか否かで更衣の入内が持つ意義については見解が微妙に異なる。
- (15) 注14鈴木
- (16) 中西進「玉鬘」(『中西進著作集 十七 源氏物語と白楽天』四季社、二〇一一年、初出一九九七年)、藤原克己「白氏諷喻

詩の引用をめぐつて」(『国文学 解釈と教材の研究』第四十四卷第五号、学燈社、一九九九年四月)、西野入篤男「玉鬘の流離と『白氏文集』「傳戎人」——光源氏と内大臣との狭間で漂う玉鬘の物語の仕組み」(日向一雅編『源氏物語と漢詩の世界』『白氏文集』を中心に) 青簡舎、二〇〇九年) 参照。

- (17) ただし『うつほ物語』でも国譲上巻で源正頼が兄季明の遺言に従い自身の息子達の昇進を留めて季明の息子達を推挙した後(国譲上、六七三―四頁)、国譲中巻では立坊争い下の不利状況を嘆く中で自身の息子達の官位が低いことにも触れており(国譲中、七〇四頁)、遺言遵守による犠牲に目を向ける態度は萌芽的にみえる。

- (18) 注8倉石、三谷、朴

- (19) 注8神田、山畑、尹

- (20) 注4坂本

- (21) 桐壺院の遺言と光源氏の再起との関わりについては注4坂本のほか、藤村潔「光源氏の苦境」(秋山虔・木村正中・清水好子編『講座 源氏物語の世界 第三集』有斐閣、一九八一年)、伊藤博「光源氏復権」(同書)、針本正行「桐壺院の遺言と死霊と」(『平安女流文学の研究』桜楓社、一九九二年、初出一九八三年)、注3加藤「冷泉—光源氏体制と「後見」」、山畑幸子「『源氏物語』における「遺言」——桐壺院の遺言を中心に」(『清心語文』第五号、ノートルダム清心女子大学日本語日本文学会、二〇〇三年

八月)、注9高木等。

- (22) 以下の事例については、山畑幸子「『源氏物語』端役の「遺言」——空蟬の夫伊予介の遺言を中心に——」(『工藤進思郎先生退職記念論文・随想集』工藤進思郎先生退職記念の会、二〇〇九年)、広瀬唯二「柏木の感懐と遺言をめぐつて」(『鳴尾説林』第六号、武庫川女子大学日本文学談話会、一九九八年十一月) 等もある。

- (23) 注10岡部

- (24) 娘の進退に関する玉鬘の判断については森一郎「竹河巻の世界と方法」(『源氏物語の主題と方法』桜楓社、一九七九年、初出一九七五年)、平林優子「竹河巻における玉鬘と冷泉院」(『源氏物語女性論 交錯する女たちの生き方』東京女子大学学会、二〇〇九年、初出二〇〇〇年)、丸山薫代「源氏物語竹河巻の大君参院の方法をめぐつて」(『むらさき』第五十輯、紫式部学会、二〇一三年十二月)、栗本賀世子「『うつほ物語』と『源氏物語』竹河巻——入内・参院時の有力皇妃の内諾をめぐつて——」(『国語と国文学』第九十九巻、東京大学国語国文学会、二〇二二年)、高橋麻織「『源氏物語』「竹河」巻における玉鬘大君の冷泉院参院」(『京都語文』第十三巻、佛敎大学国語国文学会、二〇二五年二月) 等。

- (25) 作中では、尚侍になった朧月夜が光源氏との関係により朱雀帝の後宮で正式な后妃になり得なかった経緯を、右大臣が「うけぱりたる女御なども言はせはべらぬをだに飽かず口惜しう思

ひたまふるに」(賢木②一四七頁)と言及する箇所があり、当初から参内を予定していた後宮であっても、女官である尚侍としての出仕であれば、不本意な事態とされる場合があることがわかる。中の君が尚侍として出仕した事態についても、正式な后妃ではないことに比重を置いて鬚黒の遺志とは異なるものとして語られることもあり得たはずである。注24高橋も言及するように、生前娘の入内を願っていた、という点において鬚黒の例は先述の大納言の場合と共通するが、更衣の母が「ただかの遺言を違へじ」という思いのもと、他后妃との軋轢も予想されながら今上の后妃として入内させたのに対し、玉鬘は大君を上皇の後妃とし中の君を今上の尚侍とした点で、いずれの場合も更衣母の対応とは異なる一面を持つ。こうした中、中の君の出仕は今上の後宮に参内することから鬚黒の遺志に配慮したものとされるが、一方の大君の参院にしても臣籍との婚姻を望まなかった鬚黒の遺志には配慮した判断と捉えられなくもない。注24平林は「玉鬘が、亡夫の遺志を継ぎ〔略〕「ただ人」以外にこだわる限り、もはや冷泉院しか残されてはいないのだ」とし、「だが、このような政治的事情は、明確に分かるようには描かれない」とも言及している。作中の尚侍については拙稿「玉鬘の尚侍出仕における「公」」(『国語と国文学』第九十五卷第九号、東京大学国語国文学会、二〇一六年九月)等、大納言と鬚黒の事例の関係は拙稿『源氏物語』における後見の依託―遺言の

物語の型について―」(『東京大学国文学論集』第十二号、東京

大学国文学研究室、二〇一七年三月)で検討したことがある。

(26) 注25の通り、各々の事態には鬚黒の遺志に沿う一面も見出せる。

(27) 注12富澤は「俊蔭の娘は「俊蔭」巻以降も俊蔭の遺言を守っており、南風、波斯風をめつたに人前で弾くことはなかった」とするが、ここでは南風が衆目にさらされるのを看過していることになるので、事実上は遺言を違反したものと捉えたい。